

まず歳入の方から御説明申し上げます。第一款の市税収入の総額は十九億二千五百四十万七千四百でございます。前年度の当初予算額と比較いたしますと二・九％の伸びに相なっております。租税収入の前年度当初予算対比の伸び率を御参考に申し上げますと、国の予算案が一七・五％、国の地方財政計画では八・二％、都の予算案が二・五％でございます。すべにいたしましては、残念なことはございますが、不況に立ち向う地方財政の現状はきわめて深刻であるにもかかわらず、来年度の地方税制度の上でも国から地方への有力財源の移譲等は、来年度もすべて見送られてしまったのでございます。国が予定しております来年度市町村の税制改正といたしましては、政府案としては物価調整のために所得税と一緒に行われます個人住民税の減税、この個人住民税の減税は諸控除の引き上げによりまして、福生市の場合総額一千三十四万円の減税になる予定でございます。そのほかは前年度に引き続きましての法人住民税の均等割の若干の引き上げと、来る六月一日から電気税とガス税について免税点の引き上げが予定されるだけでございます。新しい安定経済時代に対応いたしまする地方税財政制度の抜本的な改正は、まことに残念ながら、又も昭和五十三年度以降に持ち越さねばならぬのでございます。なお二ページから四ページにかけて記載してございます第二款の地方譲与税以下、第十五款の市債に至るまでの各歳入予算額の見積もりにつきましては、国及び都の予算案の

内容等を勘案いたしまして、現段階において確実にして、しかも予想可能なところだけ多額の金額を計上するように努めた次第でございます。こうして昭和五十二年度当初予算案の総額は歳入歳出とも六十億五千七百九十一万四千円に相なつた次第でございます。次に五ページから七ページにかけて記載してございます歳出予算案について御説明を申し上げます。なお各款別の歳出予算の御説明に入ります前に、最近自治省が強調しております人件費の予算総額にしろる割合の問題についてまず触れさせていただきますのでございます。

先ほど御説明を申し上げましたとおり、市の来年度当初予算案の規模六十億四千万円余りは本年一年度の当初予算六十四億四千万円に比べて三億五千万円たらず予算規模が縮小しておりますために、予算総額に占める人件費の割合が他市に比べて大きくなり過ぎているのではないかと、言いかねば人件費を使い過ぎてゐるのではないかと、問題でございます。この点につきましては自治省は全国の地方公共団体、個々にそれぞれ予算案を作成する上での手引きとなりするように、全国の地方公共団体を一つに取りまとめまして地方財政計画というものを作成して毎年度これを国会並びに国民に公表しているのでございますが、過日政府が公表いたしました昭和五十二年度地方財政計画によりますと、来年度全国的には地方公共団体の歳出予算全体に占める人件費の割合は三三％でございます。これに対しましてわが福生市の場合には、おかげをもらまして本当

初予算案全体の中における人件費の割合は国の地方財政計画、言いかえれば全国的な地方公共団体の平均よりも一〇%も低い二二%でおさまっているのをごいいます。

それでは各款別にその大要を御説明申し上げてまいりたいと存じます。

まず第一款の議会費員においてはおおむね前年度の例にならい、市議会の運営に必要な経費員として一億百七十五万八千円を計上いたしております。

次の第二款総務費におきましても交通安全協会に対する補助金や未入園児童に対する保育手当の増額、七月初旬ごろに行われる都議、参議院議員の選挙費等を今口めまして、前年度の例にならい総額八億八千五百九十九千円を計上した次第でございます。

次に第三款の民生費員においては十三億一千八百九十三万八千円を計上した次第でございますが、この中には生活保護費、各種の福祉手当、民間保育園に対する補助金、物価の上昇に見合せてかさ上げいたしますとともに、国民健康保険特別会計の繰出金につきましては本年度二千五百万円であつたものを、来年度は三千五百万円に増額しようとするものでございます。

次の第四款衛生費員においては、保健衛生及び清掃関係業務の運営費として、六億九百六十一万七千円を計上した次第でございますが、この費目の中には昨日市長が御説明申し上げました保健衛生センターの建設費、差し向用地買収と建物設計の経費でございますが八千九百

九万円が今口まわっているのをごいいます。

次の第五款労働費員においては、失業対策関係の経費として九百二十六万五千円を計上しております。

次のページの上の方に記載してございする第六款の農林水産業費では三千二百四十二万七千円を計上いたしました。

次に第七款商工費員においては総額一億五千七百九十四万六千円を計上した次第でございますが、この費目の中ではこれもかねての懸念案でございまする商工研修所の建設に必要な経費、これは市とそれから市を経由する防衛の補助金を合わせて合計一億二千二百五十四円。それから七々の経費員が本年度四百五十万円を六百五十万に増額して、又、中小企業振興のための金融機関に対する預託金を本年度二千二百万円を二千三百万に増額して計上してございます。

次の第八款土木費の予算計上額は十一億五千三百六十五万五千円でございますが、本年度当初に比べますと、来年度は雨水の排水路工事がございます関係から八・八%の減額予算に相なっております。その内容につきましては昨日施政方針において市長が申し述べたような内容でございます。

次の第九款消防費においては、消防自動車一台の購入費と消防団員全員にアルミ服の支

給の経費等を合計しまして一億五千五百二十七万円を計上しました。

なお次の第十款教員費におきましては、市民会館の建設費十一億円がなくなりました関係から、本年度当初に比べて九億五千余万円減額の十四億六千三百七十三万七千円を計上した次第でございますが、この費目の中の主たる事業といたしましては、本年度に引き続きましての市民会館の關係の経費としては駐車場用地買収費の残りが約六千二百万円、それから初年度調井費約三千万円を今口んでおりますが市民会館の管理費が正規職員の人件費を除いて約八千五百万円、別に落成式のための経費が約七百万円等でございます。又、来年度の庁舎増築事業は昨日市長が申し述べたとおり二校でございます。五小が普通教室四教室、特別教室二教室の増築。それから二中が普通教室四教室の増築でございます。そのほかの事業は昨日市長が施政方針において申し上げたとおりの予算となっております。

七ページに記載してございます第十一款の公債費員におきましては三億一千五百四十四万五千円を計上しております。

次の第十二款諸支出金におきましては二百九十万円を計上しております。

最後の第十三款予備費員におきましては五千五百四十四万七千円をそれぞれ計上いたしまして、(二)として歳出予算の合計は歳入予算の合計と同じく、六十億五千七百九十一万四千円と相なる次第でございます。

二ページいます。

なお、その次のページに記載してございます第二表地方債の表は、議会の御議決を経まして、明昭和五十二年度に起債として借り入れを予定しております地方債の限度額を示した表でございます。その合計額は二億三千九百七十万円でございます。この二億三千九百七十万円という数字は本年度当初予算における地方債の限度額が七億四千四百四十万円でございますのに比較をいたしますと、約五億円少なくなっている次第でございます。

その次のページの歳入歳出予算事項別明細書以下は、本議案に付属する説明書類でございますので、この席での御説明は省略させていただきます。

以上で昭和五十二年一般会計予算案の御説明を終わらせていただきますが、特別委員会において慎重御審議をいただきまして、何とぞ原案どおり御可決御確定あらんことをお願い申し上げます。

○議長(貫井善代次君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

二水より本案に対する質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(貫井善代次君)

以上で質疑を終ります。

○九番(竹田政勝君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十三号については、この際委員二十二名をもって構成する昭和五十二年度福生市一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託審査せしめられんことを望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま竹田政勝君から、本来は二十二名の委員をもって構成する昭和五十二年度福生市一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託審査せしめられたい日の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第十三号については二十二名の委員を

もって構成する昭和五十二年度福生市一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま設置いたしました昭和五十二年度福生市一般会計予算審査特別委員会の委員

の選任については、委員会条例第五条第一項の規定により

原 敏子君	松山 清君	原田生也君
村野 武男君	森田治男君	村尾栄次君
鈴木 藤次郎君	山崎良之助君	竹田政勝君
指田 保雄君	宇佐美良時君	田村市郎君
小林 菊三君	小堀 仁七君	関 米吉君
東田 正治君	大野 行夫君	宮沢良一君
高波 忠君	末次 性男君	岩田 博君
塩野 鉄之助君		

以上二十二名を指名したと思います。これに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました諸君を、昭和五十

二年度福生市一般会計予算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第十四議案第十四号昭和五十二年度福生市国民健康保険特別

会計予算を議題といたします。

本来について提案理由の説明を求めます。

(市民課長田村忠雄君登壇)

○市民課長(田村忠雄君)

御指名をいただきましたので、

議案第十四号昭和五十二年度福生

市国民健康保険特別会計予算について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は七億三千九百七十七万三千円と定めようとするものでございます。

二ページをお開きいただきます。

保険料におきましては二億四千八百二十五万八千円でございますが、

この保険料は歳出総額から国庫の支出金、都の支出金、一般会計からの繰入金その他の収入を差し引いた残りを賦課総額として計上したわけでございます。料率の改正につきましては

は、従来は年度開始前に所得の推計をいたしまして改正を行ってきたわけでございますが、低経済成長時代に入りまして所得の伸びがなくなる、あるいは下回るような状況になってきた関係で、

所得を推計して保険料を決定することはまずいという国の方からの強い指導もございまして、所得が確定いたしましたのが六月ごろになりますので、料率の改正につきましては九月の定例会でお願いますような考え方を持っております。したがって賦課総額は四月一日で決定したわけでござい

ますが、ただいま申し上げましたように総支出額から各月分の収入を差し引いたものを賦課

総額として計上したわけでございます。

前年度に比較いたしましたして六千五百三十二万二千円の増

になっております。

約三三〇〇程度の伸びになっておりますが、当然先ほども大野議員さんから

御質問がございましたが、

医療費が伸びておりますので国庫負担金と同様保険料も伸び

ておりまして、現行保険料率では歳入に欠陥を生じるようなことが予想されるわけですが、所

得が確定いたしませんとこの引き上げ幅につきましては申し上げられないわけでございます。所得が

前年度と伸びが同じであるとすれば三五〇〇保険料の引き上げを行わなければならないわけでござい

ます。

それから国庫支出金におきまして、国庫負担金で三億七千七百七十六万八千円でございますが、

前年度に比較いたしましたして約三三〇〇の伸びになっておりますが、これはほとんどが療養給付費の医療費の伸びでございます。それからこの中には事務費の負担金も入っているわけでございます。それから

ら三三〇〇と申し上げましたが、五十一年度の最終見込みから比較いたしますと約一九・九〇ですから二〇〇〇程度の伸びになろうかと存じます。

それから都の支出金でございますが、五千七百六十五万五千円でございます。これは老人医療の無料化による波及的効課分あるいは高額療養費、その他任意給付の助産費等の補助金でございます。主としてしまして高額療養費と老人医療の波及効果分の補助金が主でございます。

それから繰入金につきましては、前年度よりも一千万円増額をしていただきまして三千五百万円を計上したわけでございます。

繰越金加十万円、諸収入の四十二万円を計上しまして歳入の合計が七億三千九百十七万三千円と相なります。

それから三ページでございますが歳出について申し上げますと、総務管理費におきまして二千八百三十万三千円、これは人件費等の事務費でございます。それから徴収費におきまして三百六十九万九千円、これは納付組織に対します保険料の徴収の報償金でございます。

それから保険給付費のうち療養諸費におきまして、六億四千百十六万五千円でございますが、これは医療費の額でございます。国庫負担金の伸びと同額で約三三%の伸びになっております。それから二番目の高額療養費が四十六万五千五百六十四円でございますが、これは一部負担金が三万九千円を超える場合の公費負担分でございます。九百八十四件分を一応みているわけでございます。前年度に比較いたしますと約二倍強になります。これは五十一年度の最終に比較いたしますと約五四%程度の伸びになっております。それから助産費、葬祭費、育児児諸費につきましては前年度の同額を計上したわけでございます。これは保健施設利用者に対する補助でございます。

公債費におきまして百七十七万六千円、これは一時借入金の利子でございます。

諸支出金におきまして百二十万円、これは国と都の精算還付金でございます。

予備費におきまして二百十八万四千円を収支の調整といたしまして計上したわけでございます。

歳出総額も歳入同額七億三千九百十七万三千円と相なるわけでございます。

けなはだ難解な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、御決定賜りますようお願い申し上げます。

お願い申し上げます。

○議長(員井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(員井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○三番(原田生也君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十四号については、厚生委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(員井喜代次君) お諮りいたします。

たゞいま原田生也君から、本案は厚生委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○議長（買井喜代次君） 御異議なしと認めます。よつて議案第十四号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（買井喜代次君）

日程第十五議案第十五号昭和五十二年度福生市福生都市計画事業福生土地画整理事業会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（都市計画課長内田和雄君登壇）

○都市計画課長（内田和雄君） 御指名によりまして、議案第十五号昭和五十二年度福生市福生都市計画事業福生土地画整理事業会計予算の説明をさせていただきます。まず一ページでございますが、総則では二億一千九百九十三万九千円の予算を定めたいとするものでございます。

二ページの歳入歳出予算につきまして御説明申し上げます。

まず歳入につきましては、分担金及び負担金で五千三百三十万円でございます。これは地元負担金といたしまして保留地処分金約一千平方メートルを充てたものでございます。

都支出金といたしましては都委託金九万円、これは都市計画法に基づきます建築等の審査のため都の委託金でございます。

繰入金といたしまして、一般会計から一億六千五百万円を繰り入れしていただきたいというものでございます。

繰越金につきましては二百五十万円、これは五十一年度繰越金でございます。

諸収入といたしまして預金利子か十五万円、雑入といたしまして八十九万九千円、これは多摩市河原の換地精算金でございます。これは即又歳出の方に出てまいりますものでございます。

統括しまして歳出につきましては御説明いたします。

まず一般管理費でございますが二千三百五十五万五千円でございます。この内容につきましては職員給与、事務費、その他経常的な経費でございます。

加美平区画整理事業費では一億四千二百六万三千円でございます。内容につきましては審議会報酬といたしまして五十二万三千円を、主なものは委託料として三千八百万円、これは新都市建設公社に対します委託料でございます。それから工事費といたしまして百万円、これは地区内の

道路の補修工事等でございます。

補償及び補てん及び賠償金でございますがこれは一億円でございますが、おかげさまで加美平もまだ裁判は続行しておりますが、和解というようなことでは進んでおりますので、非常に反対と承っていた方とも話が進み、現在かなり新築家屋がこいで出てまいりました。それらの移転補償十三棟を予定いたしましたして一億円計上いたしました。

次に東口地区の事業費でございますが五千三百九十三万六千円を計上いたしました。内容としては報酬二十七万七千円、主なものとしては委託料といたしまして一千万円、これは新都市建設公社に対します委託金でございます。補償料といたしましては四千三百二十七万二千円計上いたしました。これは家屋及び工作物等の補償でございます。主に補償する場所としたしましては、駅前を中心に話を進めておりますので、この計画では七棟程度予定しております。

次に換地精算金でございますが、これは八十九万九千四百多摩河原の精算交付金でございます。

予備費といたしまして百七十八万六千円を計上いたしました。

以上歳出合計が二億一千九百九十三万九千円でございます。

以上推察でございますが説明にかえさせていただきます。

何ぶんにも慎重御審議をいただ

きまして御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(員井喜代次君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

二水より本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(員井喜代次君)

以上で質疑を終わります。

○三番(原田生也君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十五号については、建設委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(員井喜代次君)

お諮りいたします。

ただいま原田生也君から、本案は建設委員会に付託された日の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(員井喜代次君)

御異議なしと認めます。

よって議案第十五号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第十六議案第十六号昭和五十二年度福生市下水道事業会計予算を議題といたします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

(下水道課長須崎進君登壇)

○下水道課長(須崎進君) 御指名をいただきまして、議案第十六号昭和五十二年度福生

市下水道事業会計予算につきまして御説明を申し上げます。

本年度の予算は歳入歳出それぞれ九億一千八百十万円と定めようとするものでございますが、本年度の予算につきましては福生市の公共下水道の第一期事業認可区域の最終年度に当たりまして、五十三年の四月に予定されております処理場の稼働に伴いまして、福生市におきましても供用開始をいたすべく必要とされる需用費につきまして予算計上をいたしましたわけでございます。二ページから御説明を申し上げます。歳入の第一款国庫補助金につきましては建設省からの公共事業に對します補助金でありまして、前年度の実績、それから五十二年度の国の予算等を勘案いたしまして四千万円を計上したものでございます。

第二款の都支金におきましては同じく前年度の実績を踏まえまして、一部東京都

の指導もございまして三千万円を計上したものでございます。

第三款の繰入金につきましては一般会計からの繰入金でございまして、国庫補助金、

市債、特定財源を差し引き、不足額二億円を計上したわけでございます。

第四款の繰越金につきましては前年度からの繰越金二百万円を計上したものでございます。

第五款の諸収入につきましては預金利子として十万円を計上してございます。

第六款の市債につきましては六億四千六百万円を、五十二年度中に起債を起さうとするものでございます。

以上締めまして歳入合計を九億一千八百十万円と定めようとするものでございます。次に歳出につきまして申し上げます。

第一款の総務費につきましては六千七百四十七万五千円を計上いたしてございますが、これは人件費並びに経常経費と、それから多摩川上流流域下水道の供用開始に必要とされます事業費を計上したものでございます。

第二款の事業費におきましては七億六千四百十四万三千円を計上いたしてございます。その内訳といたしましては管渠費が大億七百六十九万円、流域下水道に一億五千六百四十五万三千円でござい

りて四十三年四月の供用開始までに必要とされます公共下水道の幹線工事を初めとします工事費が五億円、実施設計の委託料が一千万円、航空写真の図化の委託料が一千万円、工事に伴います地下埋設物の移設費が一千万円、又、西地区の汚水管の整備事業の市負担分の五十万二千円を計上したものでございます。五十二年度東京都が施行を予定しております事業費の六十九億一千円に對します各市町の負担でございます。福生市の負担金分といたしまして一億五千六百四十五万三千円を計上したものでございます。これらによりまして昭島市に建設中の処理場は、五十三年の四月に稼働がほぼ確定されるものと思われれるわけでございます。

次に第三款の公債費につきましては公共下水道の事業債、流域下水道事業債の元金及び利子償還金、又、一時借入金の利子を含めまして八千四百五十八千円を計上したものでございます。第四款の予備費につきましては二百四十二万四千円を計上いたし、歳出合計と総額九億一千八百十千円と定めようとするものでございます。

次に三ページをお開きいただきます。第二表の地方債につきましては五十二年度の地方債の限度額を公共下水道事業債五億七百万円、流域下水道事業債を一億三千九百万円と定めようとするものでございます。

以上大変難解な説明でございますが、慎重御審議の上原案御決定くださいますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○一番(原敏子君) 事業費の管渠費のところに西地区の汚水管排水路整備事業負担金というのがあります。これはどこへつくのか。

○下水道課長(須崎進君) お答えいたします。

西地区と申しますのは横田基地の通称西地区と申しております東福生の西側の地域でございます。それを公共下水道へ取りようとするものでございまして、延長が一六六メートル、管が三百ミリから一千ミリ管まで通そうとするものでございまして。

○二番(松山清君) 予算の数字ということじゃないんですけれども基地の排水になるわけですから、そういう点でとにかく基地側にそういうものをつくらなければならぬと思うんですが、こういう点についての話し合いをどの程度まで進められているのかお聞きしたいと思います。

○下水道課長(須崎進君) いま提案理由で御説明申し上げましたように五十三年の四月に稼働になりますので、当然福生市といたしまして公共下水道として、基地と申します。そういう区